

社会福祉法人吉野町社会福祉協議会

平成28年度事業計画

【基本目標】

『ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり』

【基本方針】

近年、少子高齢社会の進行や人口の減少、地域社会の機能の脆弱化等により、それに伴う人と人とのつながりの希薄化がすすみ、孤立死や自死、ひきこもり等の社会的孤立や経済的困窮等の生活困窮の問題、虐待や悪質商法等、地域における生活・福祉課題は深刻化し広がっています。こうした多様な課題へ対応していくには、公的な施策やサービスの枠組みだけでは充分に対応することは困難であるという認識のもとに、今こそ一人ひとりの住民が地域の生活・福祉課題に気づき・受け止め・その解決に向け提案・実践する住民主体の地域づくりに取り組んでいくことが必要です。そして、社会福祉協議会と行政は、共に福祉のまちづくりを推進するパートナーとして、吉野町の福祉力（さまざまな課題を地域で解決する力）を高めるために一層、連携・協働していくことが求められます。

社会福祉協議会は、吉野町地域福祉活動計画の基本目標である「ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指し、地域住民とともに、一緒に考えていくプロセスを大事にして住民主体の活動を支援しながら地域福祉の向上に取り組みます。

また介護サービス事業では、利用者の立場に立った、より質の高いサービスを提供し、住民誰からも信頼される事業者となるよう努めます。

【重点目標】

1. 社会福祉協議会の体制強化
2. 身近な地域で支え合う福祉コミュニティづくり
3. 介護事業の充実

【事業計画】

<地域福祉事業>

1. 地域福祉活動計画の推進

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

身近な地域での支え合い活動を推進し、共同のしくみづくりを支援するため、民生委員・児童委員をはじめとする多様な地域関係者の連携と協働のもとで地域支え合い活動を推進します。

(2) 地域包括ケア推進のための基盤づくり

実施主体である町と連携して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住民が主体となって進める活動を支援します。

(3) 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動計画に基づき、地域の福祉課題の抽出及び課題解決に向けた住民主体による地域福祉活動推進組織の立ち上げを支援します。

2. ボランティア活動支援事業

ボランティア活動の活発な展開を支援し、ボランティア参加を促進するため、体制の整備に努めます。

(1) ボランティアセンター活動事業

(2) ふれあい郵便事業

(3) ボランティア連絡協議会

(4) ブックスタート事業

(5) 傾聴ボランティア事業

(6) ボランティア研修事業

(7) 中学生の高齢者疑似体験、福祉施設での体験学習

3. 在宅福祉サービス事業

高齢者や障がい児・者等、支援が必要となった人々の自立生活を維持していくため、公的サービスでは十分行き届かない部分をカバーするため、住民参加型で、各種団体と連携して実施、開発を行います。

(1) 訪問理美容サービス事業

(2) 安心箱設置事業

(3) 在宅高齢者給食サービス事業

4. 共同募金事業

募金への理解を深めるため、民生・児童委員、区長会等の協力を得て、広く住民に周知し、援助活動を推進します。

(1) 吉野町共同募金委員会

(2) 一般共同募金配分金事業

(3) 歳末たすけあい配分金事業

5. 地域福祉権利擁護事業
判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用について、利用者自身の意思を尊重し、円滑な福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助します。
6. 心配ごと相談事業（人権相談・行政相談含む）
住民の多種多様な相談が解決されるよう、関係機関と連携して、指導助言や適切な相談機関を紹介します。
7. ふくし総合相談事業
「どこに相談していいかわからない」「誰かに相談したい」等、町民の福祉に関する様々な相談を電話又は来所にてお受けし、問題解決の手助けができるよう情報提供、助言を行います。
8. 奈良県生活福祉資金貸付事業
低所得世帯や要援護世帯の福祉増進ため、奈良県社協からの委託により、生活福祉資金貸付事業（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）を実施します。
9. 婚活イベントの開催
少子化、過疎化という地域課題解決に向け、独身の男女に出会いの場を提供し、結婚に対する意欲を促進する婚活イベントを開催します。
10. 民生児童委員協議会との連絡調整
社協の事業・活動を行う上で民生児童委員協議会との連携・協働が不可欠であり、協働活動と役割分担を明らかにしながら連携を密にし、地域福祉の向上に努めます。
また、民生児童委員協議会の事務局を担います。
11. 当事者団体運営の支援
町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉協会、町手をつなぐ育成会、町遺族会、町英霊にこたえる会、町母子福祉会の当事者団体に各種事業のサポートを行い、各種団体が自主運営できるよう支援します。

<居宅サービス事業>

1. 居宅介護支援事業
2. 訪問介護事業
3. 介護予防訪問介護事業
4. 障害福祉サービス事業（居宅介護事業）
5. 指定特定相談支援事業（障害福祉サービス等の利用計画の作成）
6. 軽度生活支援事業
7. 介護予防居宅介護支援事業（受託事業）
8. 要介護認定訪問調査事業（受託事業）

<公益事業>

1. すこやかサロン事業（受託事業）
 - ①認知症予防サロン事業
 - ②笑いヨガ普及啓発事業
2. 生活支援体制整備事業（吉野町協議体の運営）

介護保険法改正に伴う、サービス提供主体の多様化と地域資源の充実に向け、新たに吉野町から委託を受け、地域包括ケアシステム構築に向けた基盤づくりとして「協議体」を設置し運営を行います。